

よくある質問（Q&A）

Q 「団体の実在を証明する資料」とはどんなものですか？

A 団体の活動内容がわかる書類（パンフレットやHPの写し、規約等）をお願いします。子どもをメンバーとするスポーツの団体の場合はスポーツ保険の控え（個人情報不要）もお願いします。

Q いつまでに書類を送ればいいですか？

A 毎月20日頃までに到着した分が、月末の選考会議で審査されます。選考会議後の到着分は次月に審査されます。

Q すでに購入したもの（又は実施した事業）でも申請可能ですか？

A 購入後又は実施後の申請は受け付けません。購入前又は実施前に申請してください。

Q 1年に何回でも申請できますか？

A 多くの団体へ助成するために、前回の申請日から6ヶ月以上期間を空けていただきます。前回の活動報告書の提出が前提です。

Q 審査の結果はどのようにわかりますか？

A 選考会議の結果は「決定通知書」の郵送をもってお知らせします。申請書に記載あるご住所へお送りします。審査の結果助成されない場合その理由は開示されません。

Q 決定通知書が届きましたが、この後どうすればいいですか？

A 決定通知書下欄の振込先又は手渡し希望日を記入してFAX又はメールにて返信してください。振込みの場合はご連絡をいただいてから7日以内に振り込みます。手渡しご希望の場合は、希望受取日に当財団までご来訪をお願いします。

Q 活動報告書はいつまでに提出すればいいですか？

A 受け取った助成金を活用した結果（領収書の写しや写真等）と一緒に2か月以内に郵送にて提出してください。